

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、 第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター及び気仙沼警察署にあっては即日、気仙沼警察署以外の警察署にあっては14日
申 請 先：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター又は警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：